

三朝町行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

三朝町長

三朝町規則第7号

三朝町行政組織規則等の一部を改正する規則

(三朝町行政組織規則の一部改正)

第1条 三朝町行政組織規則(平成17年三朝町規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示、削除項等並びに別表の細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示、追加項等並びに別表の細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、当該移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後	改正前
目次	目次

第1章及び第2章 略

第3章 その他の機関

第1節 略

第2節 町民課所管の機関（第11条～第15条）

第3節 健康福祉課所管の機関（第16条～第18条）

附則

（目的）

第1条 この規則は、条例に定めるもののほか、町長の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の設置、内部組織及び分掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

（機関の分類）

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「課」という。）及び課の下に設けられる局、室又は係をいう。

3及び4 略

（課の内部組織の設置）

第5条 三朝町行政組織条例（昭和34年三朝町条例第7号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された課の内部組織として次の局、室又は係を置く。

(1) 総務課 総務係、危機管理局

(2) 財政課 財政係

第1章及び第2章 略

第3章 その他の機関

第1節 略

第2節 子育て健康課所管の機関（第11条～第15条）

第3節 福祉課所管の機関（第16条～第18条）

附則

（目的）

第1条 この規則は、町長の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の設置、内部組織及び分掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

（機関の分類）

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「課」という。）及び課の下に設けられる局又は室をいう。

3及び4 略

（課の内部組織の設置）

第5条 三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）第1条の規定により設置された課の内部組織として次の局又は室を置く。

(1) 危機管理課 危機管理室

(2) 総務課 総務室

(3) 財務課 財政室、管財室、国民宿舎対策室

(4) 町民税務課 税務室、町民環境室

(5) 子育て健康課 健康対策室、子ども

(3) 町民課 子ども支援室、税務係、町民環境係

(4) 健康福祉課 健康対策係、福祉推進係

(5) 農林課 農林振興係

(6) 企画課 企画係、まちづくり推進係

(7) 観光交流課 観光交流係

(8) 建設水道課 町土整備係、上下水道係、地籍調査係

2 前項第1号の規定により設置した危機管理局の下に、危機管理係を置く。

(職制及び職務)

第7条 局、室及び係にそれぞれの長を置く。

2 条例第4条第1項の規定により、置かれた課長のほか、課の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、課に参事を置くことができる。

3 略

4 略

5 課の長を補佐するため、課に課長補佐を置く。

6 課長補佐は所属する課の課長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を処理する。

7 第5項の規定による職員を2人以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、当該課長が定めるものとする。

8 略

支援室

(6) 福祉課 福祉推進室

(7) 農林課 農林振興室、地籍調査室

(8) 企画観光課 地方創生戦略室、文化観光振興室、縁結び定住室

(9) 建設水道課 町土整備室、上下水道室、公共施設整備局

(職制及び職務)

第7条 課、局及び室にそれぞれの長を置く。

2 前項の規定により、置かれた課長のほか、必要があると認めるときは、危機管理等に係る課の総合調整を行うため、危機管理課に統括監を置くことができる。

3 第1項の規定により、置かれた課長のほか、課の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、課に参事を置くことができる。

4 略

5 略

6 略

9 略

10 係長は上司の命を受け、係の事務を処理する。

第3章 その他の機関

第2節 町民課所管の機関

第3節 健康福祉課所管の機関

別表第1 分掌事務（第6条関係）

7 略

8 課及び局の長並びに参事を補佐し、その者に事故ある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、課に次長を、局に局長補佐を置くことができる。

9 前項の規定による職員を2人以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、次長にあつては町長、局長補佐にあつては当該課長が定めるものとする。

第3章 その他の機関

第2節 子育て健康課所管の機関

第3節 福祉課所管の機関

別表第1 分掌事務（第6条関係）

1 危機管理課

危機管理室

(1) 交通安全に関すること。

(2) 交通災害共済に関すること。

(3) 消防及び防災に関すること。

(4) 防犯に関すること。

(5) 防災行政無線の管理及び運用に関すること。

(6) 消防団組織に関すること。

(7) 自衛官に関すること。

(8) 災害時要援護者避難対策に関すること。

(9) 災害時の救助の実施に関すること。

(10) 事業継続計画に関すること。

(11) 原子力防災に関すること。

1 総務課

総務係

(1)～(38) 略

危機管理局

危機管理全般に関すること。

危機管理係

(1) 交通安全に関すること。

(2) 交通災害共済に関すること。

(3) 消防及び防災に関すること。

(4) 防犯に関すること。

(5) 防災行政無線の管理及び運用に関すること。

(6) 消防団組織に関すること。

(7) 自衛官に関すること。

(8) 災害時要援護者避難対策に関すること。

(9) 災害時の救助の実施に関すること。

(10) 事業継続計画に関すること。

(11) 原子力防災に関すること。

(12) 国民保護に関すること。

(13) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(14) 空き家等の適正管理に関すること。

2 財政課

財政係

(1)～(6) 略

(7) 公共施設（別に指定する施設を除く。）の維持修繕に関すること。

(8) 法定外公共物に関すること。

(12) 国民保護に関すること。

(13) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(14) 空き家等の適正管理に関すること。

2 総務課

総務室

(1)～(38) 略

3 財務課

財政室

(1)～(6) 略

- (9) 財産区に関すること。
- (10) 町有財産（他の課に所属するものを除く。）の登記に関すること。
- (11) 町有財産（公共事業等に係るものを除く。）の取得及び処分に関すること。
- (12) 町有財産（他の課に所属するものを除く。）の管理に関すること。
- (13) 町有財産の災害共済に関すること。
- (14) 町有車両の共済に関すること。
- (15) 工事又は製造の入札執行及び請負契約の締結に関すること。
- (16) 情報基盤の管理及び運用に関すること。
- (17) 国民宿舎事業に関すること。

管財室

- (1) 公共施設（別に指定する施設を除く。）の維持修繕に関すること。
- (2) 法定外公共物に関すること。
- (3) 財産区に関すること。
- (4) 町有財産（他の課に所属するものを除く。）の登記に関すること。
- (5) 町有財産（公共事業等に係るものを除く。）の取得及び処分に関すること。
- (6) 町有財産（他の課に所属するものを除く。）の管理に関すること。
- (7) 町有財産の災害共済に関すること。
- (8) 町有車両の共済に関すること。
- (9) 工事又は製造の入札執行及び請負契約の締結に関すること。
- (10) 情報基盤の管理及び運用に関すること。

国民宿舎対策室

- 国民宿舎事業に関すること。

4 町民税務課

税務室

- (1) 町税の賦課に関すること。
- (2) 町税の異議の申立及び減免に関すること。
- (3) 町税の賦課に係る犯則取締り及び告発に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 土地台帳及び図面の管理に関すること。
- (6) 特別土地保有税に関すること。
- (7) 国有資産等交納付金に関すること。
- (8) 町税の徴収に関すること。
- (9) 滞納処分及び公売に関すること。
- (10) 税外諸収入金の徴収に関すること。
- (11) 個人県民税の賦課徴収状況の報告に関すること。

町民環境室

- (1) 公印（戸籍専用のものに限る。）の管守に関すること。
- (2) 戸籍、住民票、印鑑、町税等の諸証明及び手数料の収納に関すること。
- (3) 身分証明に関すること。
- (4) 国民健康保険及び年金の資格の得喪に関すること。
- (5) 埋火葬の許可及び墳墓の改葬等に関すること。
- (6) 破産者、成年後見人、被保佐人、補助人及び犯罪人名簿に関すること。
- (7) 戸籍事務に関すること。
- (8) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条に関する事務に関すること。
- (9) 住民基本台帳に関すること。
- (10) 人口動態調査事務に関すること。

- (11) 人口移動報告に関すること。
- (12) 協定永住事務に関すること。
- (13) 印鑑登録及び証明に関すること。
- (14) 公的個人認証サービス事務に関すること。
- (15) 国民年金に関すること。
- (16) 敬老年金に関すること。
- (17) 環境衛生に関すること。
- (18) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (19) 公害対策に関すること。
- (20) し尿の汲み取りに関すること。
- (21) 自然保護に関すること。
- (22) 拡声器の騒音に関する立入検査等に関すること。
- (23) 屋外燃焼行為に関する立入検査等に関すること。
- (24) 死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体許可等に関すること。
- (25) 犬の登録及び鑑札の交付等に関すること。
- (26) 狂犬病予防注射済票交付に関すること。
- (27) 墓地に関すること。
- (28) 地球温暖化対策に関すること。
- (29) 景観形成に関すること。
- (30) 太陽光エネルギー等の活用事業に関すること。
- (31) 災害弔慰金及び援護資金の貸付に関すること。
- (32) 赤十字奉仕団に関すること。
- (33) 日赤募金に関すること。

5 子育て健康課

健康対策室

- (1) 町民の健康増進対策に関すること。

- (2) 国民健康保険業務に関すること。
 - (3) 国民健康保険被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
 - (4) 後期高齢者医療保険業務に関すること。
 - (5) 後期高齢者医療被保険者に対する健康診査に関すること。
 - (6) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診に関すること。
 - (7) 健康教育及び健康相談に関すること。
 - (8) 保健師業務に関すること。
 - (9) 予防接種に関すること。
 - (10) 精神保健に関すること。
 - (11) 難病の保健に関すること。
 - (12) 感染症予防に関すること。
 - (13) 母子保健事業に関すること。
 - (14) 発達障害児に関すること。
 - (15) 食生活改善及び食育に関すること。
 - (16) 中部休日急患診療所に関すること。
 - (17) 献血業務に関すること。
- 子ども支援室
- (1) 保育所の運営形態等に関すること。
 - (2) 保育所に関すること。
 - (3) 特別保育に関すること。
 - (4) 子育て支援センターに関すること。
 - (5) ファミリー・サポート・センターに関すること。
 - (6) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
 - (7) 次世代育成支援に関すること。

- (8) 家庭内暴力に関すること。
- (9) 学童クラブに関すること。
- (10) 児童手当に関すること。
- (11) 児童扶養手当に関すること。
- (12) 特別児童扶養手当に関すること。
- (13) 災害遺児手当に関すること。

5 子育て健康課

健康対策室

- (1) 町民の健康増進対策に関すること。
- (2) 国民健康保険業務に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (4) 後期高齢者医療保険業務に関すること。
- (5) 後期高齢者医療被保険者に対する健康診査に関すること。
- (6) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん検診に関すること。
- (7) 健康教育及び健康相談に関すること。
- (8) 保健師業務に関すること。
- (9) 予防接種に関すること。
- (10) 精神保健に関すること。
- (11) 難病の保健に関すること。
- (12) 感染症予防に関すること。
- (13) 母子保健事業に関すること。
- (14) 発達障害児に関すること。
- (15) 食生活改善及び食育に関すること。
- (16) 中部休日急患診療所に関すること。
- (17) 献血業務に関すること。

子ども支援室

- (1) 保育所の運営形態等に関するこ

と。

- (2) 保育所に関すること。
- (3) 特別保育に関すること。
- (4) 子育て支援センターに関するこ
と。
- (5) ファミリー・サポート・センター
に関すること。
- (6) 要保護児童対策地域協議会に関
すること。
- (7) 次世代育成支援に関すること。
- (8) 家庭内暴力に関すること。
- (9) 学童クラブに関すること。
- (10) 児童手当に関すること。
- (11) 児童扶養手当に関すること。
- (12) 特別児童扶養手当に関すること。
- (13) 災害遺児手当に関すること。

3 町民課

子ども支援室

- (1) 保育所の運営形態等に関するこ
と。
- (2) 保育所に関すること。
- (3) 特別保育に関すること。
- (4) 子育て支援センターに関するこ
と。
- (5) ファミリー・サポート・センター
に関すること。
- (6) 要保護児童対策地域協議会に関
すること。
- (7) 次世代育成支援に関すること。
- (8) 家庭内暴力に関すること。
- (9) 児童手当に関すること。
- (10) 児童扶養手当に関すること。
- (11) 特別児童扶養手当に関すること。
- (12) 災害遺児手当に関すること。

税務係

- (1) 町税の賦課に関すること。

(2) 町税の異議の申立及び減免に関すること。

(3) 町税の賦課に係る犯則取締り及び告発に関すること。

(4) 固定資産の評価に関すること。

(5) 土地台帳及び図面の管理に関すること。

(6) 特別土地保有税に関すること。

(7) 国有資産等交納付金に関すること。

(8) 町税の徴収に関すること。

(9) 滞納処分及び公売に関すること。

(10) 税外諸収入金の徴収に関すること。

(11) 個人県民税の賦課徴収状況の報告に関すること。

町民環境係

(1) 公印（戸籍専用のものに限る。）の管守に関すること。

(2) 戸籍、住民票、印鑑、町税等の諸証明及び手数料の収納に関すること。

(3) 身分証明に関すること。

(4) 国民健康保険及び年金の資格の得喪に関すること。

(5) 埋火葬の許可及び墳墓の改葬等に関すること。

(6) 破産者、成年後見人、被保佐人、補助人及び犯罪人名簿に関すること。

(7) 戸籍事務に関すること。

(8) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条に関する事務に関すること。

(9) 住民基本台帳に関すること。

(10) 人口動態調査事務に関すること。

(11) 人口移動報告に関すること。

(12) 協定永住事務に関すること。

(13) 印鑑登録及び証明に関すること。

- (14) 公的個人認証サービス事務に関すること。
- (15) 国民年金に関すること。
- (16) 敬老年金に関すること。
- (17) 環境衛生に関すること。
- (18) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (19) 公害対策に関すること。
- (20) し尿の汲み取りに関すること。
- (21) 自然保護に関すること。
- (22) 拡声器の騒音に関する立入検査等に関すること。
- (23) 屋外燃焼行為に関する立入検査等に関すること。
- (24) 死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体許可等に関すること。
- (25) 犬の登録及び鑑札の交付等に関すること。
- (26) 狂犬病予防注射済票交付に関すること。
- (27) 墓地に関すること。
- (28) 地球温暖化対策に関すること。
- (29) 景観形成に関すること。
- (30) 太陽光エネルギー等の活用事業に関すること。

6 福祉課

福祉推進室

- (1) 介護保険に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に関すること。
- (3) 福祉のまちづくり計画に関すること。
- (4) 社会福祉法人に関すること。
- (5) 中山間集落見守り活動等に関すること。
- (6) 高齢者居住環境整備事業に関すること。

- (7) 町立福祉センターに関すること。
- (8) 社会福祉事業に関すること。
- (9) 障害者の福祉に関すること。
- (10) 難病者の福祉に関すること。
- (11) 自立支援医療に関すること。
- (12) 特別障害者手当に関すること。
- (13) 特別医療に関すること。
- (14) 心身障害者医療費助成に関する
こと。
- (15) 地域包括支援センターに関する
こと。
- (16) 生活困窮者の援護及び更生指導
に関すること。
- (17) 民生児童委員に関すること。
- (18) 保護司に関すること。
- (19) 行路病人及び行路死亡人の取扱
いに関すること。
- (20) 母子、寡婦及び父子の福祉に関す
ること。
- (21) 元軍人、軍属及び戦没者等遺族及
び引揚者の援護に関すること。

4 健康福祉課

健康対策係

- (1) 町民の健康増進対策に関するこ
と。
- (2) 国民健康保険業務に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者に対する
特定健康診査及び特定保健指導に関
すること。
- (4) 後期高齢者医療保険業務に関す
ること。
- (5) 後期高齢者医療被保険者に対す
る健康診査に関すること。
- (6) 健康増進法（平成14年法律第103
号）に基づくがん検診に関すること。
- (7) 健康教育及び健康相談に関する

こと。

- (8) 保健師業務に関すること。
- (9) 予防接種に関すること。
- (10) 精神保健に関すること。
- (11) 難病の保健に関すること。
- (12) 感染症予防に関すること。
- (13) 母子保健事業に関すること。
- (14) 発達障害児に関すること。
- (15) 食生活改善及び食育に関すること。

福祉推進係

- (1) 介護保険に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に関すること。
- (3) 福祉のまちづくり計画に関すること。
- (4) 社会福祉法人に関すること。
- (5) 中山間集落見守り活動等に関すること。
- (6) 高齢者居住環境整備事業に関すること。
- (7) 町立福祉センターに関すること。
- (8) 社会福祉事業に関すること。
- (9) 障害者の福祉に関すること。
- (10) 難病者の福祉に関すること。
- (11) 自立支援医療に関すること。
- (12) 特別障害者手当に関すること。
- (13) 特別医療に関すること。
- (14) 心身障害者医療費助成に関すること。
- (15) 地域包括支援センターに関すること。
- (16) 生活困窮者の援護及び更生指導に関すること。
- (17) 民生児童委員に関すること。
- (18) 保護司に関すること。
- (19) 行路病人及び行路死亡人の取扱

いに関すること。

(20) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。

(21) 元軍人、軍属及び戦没者等遺族及び引揚者の援護に関すること。

(22) 災害弔慰金及び援護資金の貸付に関すること。

(23) 赤十字奉仕団に関すること。

(24) 日赤募金に関すること。

5 農林課

農林振興係

(1)～(29) 略

7 農林課

農林振興室

(1)～(29) 略

地籍調査室

地籍調査に関すること。

8 企画観光課

地方創生戦略室

(1) 町政の総合企画及び調整に関すること。

(2) 総合計画に関すること。

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

(4) 地域計画に関すること。

(5) 中部広域圏計画に関すること。

(6) 辺地総合整備計画に関すること。

(7) 地域の情報化に関すること。

(8) コンピューター事務の統括管理に関すること。

(9) 統計に関すること。

(10) 国土利用計画法に関すること。

(11) 公共用地の開発調査及び調整に関すること。

(12) 民間開発の調整に関すること。

(13) 電源立地促進対策に関すること。

(14) 省エネルギーの促進に関すること。

(15) 再生可能エネルギーに係る企業

誘致に関すること。

- (16) 水力発電の推進に関すること。
- (17) 中部活性化事業に関すること。
- (18) 町の情報発信に関すること。
- (19) 広聴に関すること。
- (20) 町勢要覧に関すること。
- (21) 地方バス路線の維持対策に関すること。
- (22) 国際交流に関すること。
- (23) 各種事業の総合調整に関すること。

文化観光振興室

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 商工業の振興に関すること。
- (3) 商工金融に関すること。
- (4) 観光、商工関係団体に関すること。
- (5) 動向調査に関すること。
- (6) 鉱業権に関すること。
- (7) ふるさと健康むらに関すること。
- (8) 雇用対策に関すること。
- (9) 温泉保護に関すること。
- (10) 商工会の定款変更認可等に関すること。
- (11) 商工会への指導監督等に関すること。
- (12) 計量法（平成4年法律第51号）に基づく勧告等に関すること。
- (13) 企業誘致に関すること。
- (14) 国内交流に関すること。
- (15) 文化振興に関すること。

縁結び定住室

- (1) 定住対策事業の総合調整に関すること。
- (2) 地域活性化対策に関すること。
- (3) ボランティア及びNPOに関すること。

こと。

(4) 地域振興資金の運用に関するこ
と。

6 企画課

企画係

(1) 町政の総合企画及び調整に関すること。

(2) 総合計画に関すること。

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

(4) 地域計画に関すること。

(5) 中部広域圏計画に関すること。

(6) 辺地総合整備計画に関すること。

(7) 地域の情報化に関すること。

(8) コンピューター事務の統括管理に関すること。

(9) 統計に関すること。

(10) 国土利用計画法に関すること。

(11) 公共用地の開発調査及び調整に関すること。

(12) 民間開発の調整に関すること。

(13) 電源立地促進対策に関すること。

(14) 省エネルギーの促進に関するこ
と。

(15) 再生可能エネルギーに係る企業
誘致に関すること。

(16) 水力発電の推進に関すること。

(17) 中部活性化事業に関すること。

(18) 町の情報発信に関すること。

(19) 広聴に関すること。

(20) 町勢要覧に関すること。

(21) 地方バス路線の維持対策に関する
こと。

(22) 各種事業の総合調整に関するこ
と。

まちづくり推進係

- (1) 地域活性化対策に関すること。
- (2) 地域振興資金の運用に関すること。
- (3) 地域づくりに関すること。
- (4) 三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例（平成18年三朝町条例第18号）第6条第1項の規定により設置された地域協議会の支援に関すること。
- (5) 三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第57号）第2条の規定により設置された三朝町竹田公民館及び三朝町高勢公民館の管理及び運営に関すること。
- (6) 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）第2条の規定により設置された小鹿地区多目的研修会施設及び三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）2条の規定により設置された三徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関すること。

7 観光交流課

観光交流係

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 商工業の振興に関すること。
- (3) 商工金融に関すること。
- (4) 観光、商工関係団体に関すること。
- (5) 動向調査に関すること。
- (6) 鉱業権に関すること。
- (7) ふるさと健康むらに関すること。
- (8) 雇用対策に関すること。
- (9) 温泉保護に関すること。
- (10) 商工会の定款変更認可等に関すること。

(11) 商工会への指導監督等に関する
こと。

(12) 計量法（平成4年法律第51号）に
基づく勧告等に関すること。

(13) 企業誘致に関すること。

(14) 国際交流に関すること。

(15) 国内交流に関すること。

(16) 文化振興に関すること。

(17) 定住対策事業の総合調整に関す
ること。

(19) ボランティア及びNPOに関するこ
と。

8 建設水道課

町土整備係

(1)～(29) 略

上下水道係

(1)～(18) 略

地籍調査係

地籍調査に関すること。

9 建設水道課

町土整備室

(1)～(29) 略

上下水道室

(1)～(18) 略

公共施設整備局

他課の公共事業に関する設計及び監督
に関すること。

第2条 三朝町行政組織規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のとおり改める。

別表第2（第9条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
三朝町消防審議会	三朝町消防審議会条例(昭和44年三朝町 条例第15号)第2条の規定による消防団 の組織運営及び設備資材についての調 査審議に関する事務	総務課危機管理局危 機管理係

三朝町防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定による地域防災計画の作成及びその実施に関する事務及び水防法(昭和24年法律第193号)第32条の規定による三朝町水防計画を定めるために必要な事項の調査及び審議に関する事務	総務課危機管理局危機管理係
三朝町国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第39条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議に関する事務	総務課危機管理局危機管理係
三朝町交通安全対策会議	三朝町交通安全対策会議条例(昭和46年三朝町条例第10号)第2条の規定による交通安全計画の作成及びその施策の実施の推進に関する事務	総務課危機管理局危機管理係
三朝町空き家等対策審議会	三朝町空き家等の適正管理に関する条例(平成26年三朝町条例第5号)第14条第1項の規定による同条例第9条の規定に基づく命令の内容についての審議に関する事務	総務課危機管理局危機管理係
三朝町名誉町民選考審議会	三朝町名誉町民条例(平成4年三朝町条例第18号)第3条第1項の規定による名誉町民の選考についての審議に関する事務	総務課総務係
三朝町差別をなくする審議会	三朝町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例(平成6年三朝町条例第33号)第8条の規定による部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査審議に関する事務	総務課総務係

三朝町情報公開・個人情報保護審査会委員	三朝町情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成18年三朝町条例第11号）第3条の規定による三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号）第16条第2項及び三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）第29条の審査請求等についての審査に関する事務	総務課総務係
三朝町男女共同参画審議会	三朝町男女共同参画推進条例（平成21年三朝町条例第1号）第7条の規定による男女共同参画の推進に関する基本的な計画についての調査審議に関する事務	総務課総務係
三朝町いじめ問題検証委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定による同法第28条第1項の規定による調査についての調査	総務課総務係
三朝町環境審議会	三朝町環境審議会条例（平成6年三朝町条例第34号）第1条の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議に関する事務	町民課町民環境係
三朝町国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定により国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務	健康福祉課健康対策係
三朝町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び三朝町子ども・子育て会議条例（平成26年三朝町条例第6号）第2条第2項の規定による子ども・子育て支援施策についての調査審議に関する事務	町民課子ども支援室
三朝町民生委員推薦会	民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項の規定による民生委員の委	健康福祉課福祉推進係

	嘱を受ける者の推薦に関する事務	
三朝町総合計画審議会	三朝町総合計画審議会条例(昭和49年三朝町条例第17号)第2条の規定による総合計画についての調査審議に関する事務	企画課企画係
三朝町温泉運営委員会	三朝町温泉運営委員会に関する条例(昭和36年三朝町条例第1号)第2条の規定による三朝温泉の源泉保護、将来の温泉計画及び温泉の開発利用等についての調査研究に関する事務	観光交流課観光交流係
三朝町農業後継者養成奨学生選考委員会	三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例(昭和45年三朝町条例第24号)第3条の規定による三朝町農業後継者養成奨学生としての適格性についての調査審議に関する事務	農林課農林振興係
三朝町都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号。以下本項において「法律」という。)第77条の2第1項の規定によるこの法律によりその権限に属させられた事項及び町長の諮問に応じた都市計画に関する事項の調査審議に関する事務	建設水道課町土整備係

(三朝町職員の職名に関する規則の一部改正)

第3条 三朝町職員の職名に関する規則(平成18年三朝町規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

課長、 <u>地域振興監</u> 、会計管理者、参事、 <u>園長</u> 、 <u>センター長</u> 、 <u>課長補佐</u> 、 <u>局長</u> 、 <u>室長</u> 、 <u>係長</u> 、主査、副園長、主幹、副主幹、主任、主任技師、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任保健師、主任管理栄養士、主任保育士、主任調理師、主事、技師、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、管理栄養士、保育士、調理師、出納員、分任出納員、会計員、現金取扱人、物品取扱人	<u>統括監</u> 、課長、会計管理者、参事、 <u>次長</u> 、 <u>局長</u> 、 <u>園長</u> 、 <u>センター長</u> 、 <u>副局長</u> 、 <u>室長</u> 、 <u>局長補佐</u> 、主査、副園長、主幹、副主幹、主任、主任技師、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任保健師、主任管理栄養士、主任保育士、主任調理師、主事、技師、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、管理栄養士、保育士、調理師、出納員、分任出納員、会計員、現金取扱人、物品取扱人
---	---

(三朝町職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第4条 三朝町職員の職務の級の分類に関する規則（平成8年三朝町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

組織 職務の級	町長の事務部局	議会事務局	教育委員会事務局 及び教育機関	農業委員会事務局
1級	主事 技師 保育士 保健師 管理栄養士 社会福祉士 調理師	主事	主事 技師 司書 調理師	主事
2級	主任 主任技師 主任保育士 主任保健師 主任管理栄養士 主任社会福祉士 主任介護支援専門員 主任調理師	主任	主任 主任技師 主任司書 主任調理師	主任
3級	副主幹	副主幹	副主幹	副主幹

	主幹 副園長 係長	主幹	主幹 係長	主幹
4 級	主査 室長 局長 課長補佐 園長 センター長	事務局長補 佐	主査 室長 課長補佐 調理センターの所 長 総合文化ホール館 長 図書館長 指導主事	
5 級	参事 課長 会計管理者	事務局長	参事 課長	事務局長
6 級	課長 地域振興監 会計管理者	事務局長	課長	事務局長

(三朝町職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第 5 条 三朝町職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和37年三朝町規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

組織	職務の級	職	支給額
町長事務部局	6 級	地域振興監 総務課長	48,000円
		課長（総務課長を除く。） 会計管理者	42,000円
	5 級	課長（総務課長を除く。） 会計管理者	40,000円

		参事	32,000円
	4級	園長 子育て支援センター のセンター長	19,000円
議会事務局	6級	事務局長	42,000円
	5級	事務局長	40,000円
教育委員会事務局	6級	課長	42,000円
	5級	課長	40,000円
		参事	32,000円
農業委員会事務局	6級	事務局長	42,000円
	5級	事務局長	40,000円

(三朝町事務の決裁に関する規則の一部改正)

第6条 三朝町事務の決裁に関する規則(昭和61年三朝町規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、移動別表細目を移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後	改正前
(用語の意義)	(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(8) 課長 三朝町行政組織条例（昭和34年三朝町条例第7号）第1条の規定により設置された課の長をいう。

(9) 地域振興監 三朝町行政組織条例第4条第1項の規定により設置された地域振興監をいう。

(10) 参事 三朝町行政組織規則（平成17年三朝町規則第2号。以下「規則」という。）第7条第2項の規定により置かれる参事の職をいう。

(11) 課長補佐 規則第7条第5項の規定により置かれる課長補佐の職をいう。

(12) 園長等 三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第24号）第1条の規定により設置された保育所（以下「保育園等」という。）の長（以下「園長」という。）及び規則第15条の規定により置かれる三朝町子育て支援センター（以下単に「子育て支援センター」という。）のセンター長（以下「子育て支援センター長」という。）をいう。

(13) 略

(14) 室長 規則第7条第1項の規定により置かれる室長をいう。

(15) 副園長 三朝町職員の職名に関する規則（平成18年三朝町規則第5号）に規定する副園長の職名である者をいう。

（専決事項等）

第4条 副町長、課長、地域振興監、参事及び園長等の専決事項は、別に定めのあるも

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(8) 課長 三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）第1条の規定により設置された課の長をいう。

(9) 参事 三朝町行政組織規則（平成17年三朝町規則第2号。以下「規則」という。）第7条第3項の規定により置かれる参事の職をいう。

(10) 次長 規則第7条第8項の規定により置かれる次長、第15条の規定により置かれる三朝町子育て支援センター（以下単に「子育て支援センター」という。）のセンター長（以下「子育て支援センター長」という。）及び三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第24号）第1条の規定により設置された保育所（以下「保育園等」という。）の長（以下「園長」という。）をいう。

(11) 略

(12) 室長 規則第7条第1項の規定により置かれる室長及び同条第8項の規定により置かれる局長補佐をいう。

(13) 主幹等 三朝町職員の職名に関する規則（平成18年三朝町規則第5号）に規定する主幹、主査又は副園長の職名である者をいう。

（専決事項等）

第4条 副町長、課長、参事及び次長の専決事項は、別に定めのあるもののほか、別表

ののほか、別表のとおりとする。

2 及び 3 略

(代決の順序)

第 5 条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第 1 順位者が行い、正当決裁権者及び第 1 順位者が共に不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第 2 順位者が行うことができる。

代決の順位 正当決裁者	第 1 順位者	第 2 順位者
町長	副町長	主務課長（当該事務を所管する課長をいう。以下同じ。）
副町長	主務課長	
課長	主務課長補佐 （当該事務を所管する課の課長補佐をいう。以下同じ。）	主務局長（当該事務を所管する局長をいう。以下同じ。）又は主務室長（当該事務を所管する室長をいう。以下同じ。）
地域振興監	主務課長	
園長等	副園長	

2 略

3 第 1 項の場合において、町長又は副町長が正当決裁者の場合には、地域振興監が総合調整を行う事務の代決に限り、同項中「主

のとおりとする。

2 及び 3 略

(代決の順序)

第 5 条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第 1 順位者が行い、正当決裁権者及び第 1 順位者が共に不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第 2 順位者が行うことができる。

代決の順位 正当決裁者	第 1 順位者	第 2 順位者
町長	副町長	主務課長（当該事務を所管する課長をいう。以下同じ。）
副町長	主務課長	主務次長（当該事務を所管する課の次長をいう。以下同じ。）
課長	主務次長	主務室長（当該事務を所管する室長をいう。以下同じ。）
次長	主務室長	主務主幹等（当該事務を所管する室の主幹等をいう。）

2 略

務課長」とあるのは「地域振興監」と、「主務課長補佐」とあるのは「主務課長」とする。

- 4 第1項の場合において、課に参事を置いた場合には、参画させる事務に限り、同項の表中「課長」とあるのは「参事」と、「主務課長」とあるのは「主務参事」と、「主務課長補佐」とあるのは「主務局長又は主務室長」とする。

5 略

別表（第4条関係）

- 1 副町長専決事項
(1)～(34) 略
- 2 課長及び参事共通専決事項（参事にあつては、参画する事務に係るものに限る。）
(1)～(11) 略
(12) 課内職員（保育園の職員（園長を除く。）を除く。以下次号から第15号までにおいて同じ。）の年次有給休暇の承認に関する事。ただし、7日以上に及ぶものを除く。
(13)～(15) 略
(16) 課内の物品の請求及び返納に関する事。
(17) 軽易な行政資料の収集に関する事。
(18) 所管文書の整理、編集及び保存に関する事。
(19) 所管施設の維持管理及び使用に関する事。
(20) 所管町有車両の管理及び使用承認に関する事。
(21) 略

- 3 第1項の場合において、課に参事を置いた場合には、参画させる事務に限り、同項の表中「課長」とあるのは「参事」と、「主務課長」とあるのは「主務参事」とする。

4 略

別表（第4条関係）

- 1 副町長専決事項
(1)～(34) 略
- 2 課長及び参事共通専決事項（参事にあつては、参画する事務に係るものに限る。）
(1)～(11) 略
(12) 課内職員（保育園の職員（園長を除く。）を除く。以下次号から第13号までにおいて同じ。）の年次有給休暇の承認に関する事。ただし、7日以上に及ぶものを除く。
(13)～(15) 略
(16) 略

- 3 次長（次長を置かない課にあつては、課長又は参事）共通専決事項

3 総務課長専決事項

(1)～(19) 略

4 財政課長専決事項

(1)～(13) 略

(1) 軽易又は定例の照会、回答、報告、通知及び通達（副申を要しないもの）に関すること。

(2) 課内の物品の請求及び返納に関すること。

(3) 軽易な行政資料の収集に関すること。

(4) 所管文書の整理、編集及び保存に関すること。

(5) 所管施設の維持管理及び使用に関すること。

(6) 所管町有車両の管理及び使用承認に関すること。

(7) その他前各号に準ずる軽易なこと。

4 危機管理課長専決事項

(1) 防災行政無線の管理及び運用に関すること。

(2) 消防団員及び交通安全指導員の出勤に関すること。

(3) 災害時の救助の実施に関すること。

(4) その他前3号に準ずる軽易なこと。

5 総務課長専決事項

(1)～(19) 略

6 財務課長専決事項

(1)～(13) 略

7 町民税務課長専決事項

(1) 町税の申告書処理に関すること。

(2) 軽自動車の標識交付に関すること。

(3) 町税及び税外諸収入金の納付の督促に関すること。

(4) 町税の賦課に関する軽易な異議の申し立てに関すること。

(5) 町税及び税外諸収入金の督促状発

行に関すること。

(6) 町税の過誤納金の還付又は充当通知に関すること。

(7) 裁判所の催告書及び他官庁からの公売通知に対する滞納金の交付要求に関すること。

(8) 差押物件の保管に関すること。

(9) 徴収嘱託及び受託に関すること。

(10) 土地家屋登記済通知の処理に関すること。

(11) 納税、資産、所得等の証明に関すること。

(12) 個人県民税の賦課徴収状況の報告に関すること。

(13) 公印（町民税務課専用）の保管に関すること。

(14) 戸籍及び住民基本台帳に関する届出の受理並びに記載事項に関すること。

(15) 身分及び犯罪人名簿に関すること。

(16) 印鑑の登録及び証明に関すること。

(17) 協定永住事務に関すること。

(18) 埋火葬許可に関すること。

(19) 相続税法第58条の報告に関すること。

(20) 清掃及び消毒の施行に関すること。

(21) 鼠族昆虫の駆除に関すること。

(22) 犬の登録及び鑑札の交付に関すること。

(23) 狂犬病予防注射済票交付に関すること。

(24) 屋外燃焼行為に関する立入検査に関すること。

(25) 死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体許可に関すること。

(26) その他前各号に準ずる軽易なこと。

5 町民課長専決事項

- (1) 町税の申告書処理に関すること。
- (2) 軽自動車の標識交付に関すること。
- (3) 町税及び税外諸収入金の納付の督促に関すること。
- (4) 町税の賦課に関する軽易な異議の申し立てに関すること。
- (5) 町税及び税外諸収入金の督促状発行に関すること。
- (6) 町税の過誤納金の還付又は充当通知に関すること。
- (7) 裁判所の催告書及び他官庁からの公売通知に対する滞納金の交付要求に関すること。
- (8) 差押物件の保管に関すること。
- (9) 徴収囑託及び受託に関すること。
- (10) 土地家屋登記済通知の処理に関すること。
- (11) 納税、資産、所得等の証明に関すること。
- (12) 個人県民税の賦課徴収状況の報告に関すること。
- (13) 公印（町民税務課専用）の保管に関すること。
- (14) 戸籍及び住民基本台帳に関する届出の受理並びに記載事項に関すること。
- (15) 身分及び犯罪人名簿に関すること。
- (16) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (17) 協定永住事務に関すること。
- (18) 埋火葬許可に関すること。
- (19) 相続税法第58条の報告に関すること。

- (20) 清掃及び消毒の施行に関する
こと。
- (21) 鼠族昆虫の駆除に関する
こと。
- (22) 犬の登録及び鑑札の交付に関する
こと。
- (23) 狂犬病予防注射済票交付に関する
こと。
- (24) 屋外燃焼行為に関する立入検査に
関すること。
- (25) 死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外で
の解体許可に関する
こと。
- (26) 児童手当、児童扶養手当、特別児
童扶養手当及び災害遺児手当等に
関すること。
- (27) 保育園等の運営に係る基本方針案
の調整に関する
こと。
- (28) 保育園等の重要な行事に係る計画
案の調整に関する
こと。
- (29) その他前各号に準ずる軽易な
こと。

8 子育て健康課長専決事項

- (1) 感染症患者の処置に関する
こと。
- (2) 国民健康保険の被保険者資格の調
査に関する
こと。
- (3) 母子手帳の交付に関する
こと。
- (4) 未熟児養育医療に関する
こと。
- (5) 児童手当、児童扶養手当、特別児
童扶養手当及び災害遺児手当等に
関すること。
- (6) 保育園等の運営に係る基本方針案
の調整に関する
こと。
- (7) 保育園等の重要な行事に係る計画
案の調整に関する
こと。
- (8) その他前各号に準ずる軽易な
こと。

9 福祉課長専決事項

- (1) 要援護老人の在宅福祉サービスに

- 関すること。
- (2) 福祉施設等の入所に係る措置要件の調査に関すること。
- (3) 介護保険の被保険者資格の調査に関すること。
- (4) 介護保険法に基づく要介護認定に関すること。
- (5) 障害者自立支援医療に関すること。
- (6) 障害者の補装具及び日常生活用具の給付に関すること。
- (7) 特別障害者手当等に関すること。
- (8) 特別医療受給資格の審査決定に関すること。
- (9) 医療費助成資格の審査決定に関すること。
- (10) 生活困窮者の援護及び更生に関すること。
- (11) その他前各号に準ずる軽易なこと。

6 健康福祉課長専決事項

- (1) 感染症患者の処置に関すること。
- (2) 国民健康保険の被保険者資格の調査に関すること。
- (3) 母子手帳の交付に関すること。
- (4) 未熟児養育医療に関すること。
- (5) 要援護老人の在宅福祉サービスに関すること。
- (6) 福祉施設等の入所に係る措置要件の調査に関すること。
- (7) 介護保険の被保険者資格の調査に関すること。
- (8) 介護保険法に基づく要介護認定に関すること。
- (9) 障害者自立支援医療に関すること。
- (10) 障害者の補装具及び日常生活用具

の給付に関すること。

(11) 特別障害者手当等に関すること。

(12) 特別医療受給資格の審査決定に関すること。

(13) 医療費助成資格の審査決定に関すること。

(14) 生活困窮者の援護及び更生に関すること。

(15) その他前各号に準ずる軽易なこと。

7 地域振興監専決事項

地域振興に関する政策のうち、副町長が指定する事項

8 農林課長専決事項

(1)～(9) 略

9 企画課長専決事項

(1) 定期刊行物の発行に関すること。

(2) 軽易な統計資料の収集に関すること。

10 農林課長専決事項

(1)～(9) 略

11 企画観光課長専決事項

(1) 定期刊行物の発行に関すること。

(2) 軽易な統計資料の収集に関すること。

(3) 観光施設の管理に関すること。

(4) 町の制度融資資金の貸付け進達に関すること。

(5) 計量器定期検査の事前調査に関すること。

(6) 鉱業権設定の出願に関すること。

(7) 商工会の定款変更認可に関すること。

(8) 商工会への指導監督に関すること。

(9) 地域活性化対策に関すること。

(10) その他前各号に準ずる軽易なこと。

(3) その他前2号に準ずる軽易なこと。

10 観光交流課長専決事項

(1) 観光施設の管理に関すること。

(2) 町の制度融資資金の貸付け進達に関すること。

(3) 計量器定期検査の事前調査に関すること。

(4) 鉱業権設定の出願に関すること。

(5) 商工会の定款変更認可に関すること。

(6) その他前各号に準ずる軽易なこと。

11 建設水道課長専決事項

(1)～(18) 略

12 総務課参事専決事項

(1) 防災行政無線の管理及び運用に関すること。

(2) 消防団員及び交通安全指導員の出勤に関すること。

(3) 災害時の救助の実施に関すること。

(4) その他前3号に準ずる軽易なこと。

13 園長専決事項

(1)～(9) 略

(10) その他町民課長が指定する軽易なこと。

14 子育て支援センター長専決事項

(1)～(4) 略

(5) その他町民課長が指定する軽易なこと。

12 建設水道課長専決事項

(1)～(18) 略

13 建設水道課局長専決事項

建設水道課長が指定する軽易なこと。

14 園長専決事項

(1)～(9) 略

(10) その他子育て健康課長が指定する軽易なこと。

15 子育て支援センター長専決事項

(1)～(4) 略

(5) その他子育て健康課長が指定する軽易なこと。

(三朝町会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第7条 三朝町会計管理者の補助組織設置規則(平成19年三朝町規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 出納その他会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置き、同課に<u>会計管理係</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 会計課に課長を置き、<u>会計管理係</u>に<u>係長</u>その他必要な職員を置くものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 課長を補佐し、課長に事故あるときは、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、会計課に<u>課長補佐</u>を置くことができる。</p> <p>4 課長<u>及び係長</u>の事務処理を補助させるため、必要があると認めるときは、主幹又は副主幹を置くことができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 出納その他会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置き、同課に<u>会計管理室</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 会計課に課長を置き、<u>会計管理室</u>に<u>室長</u>その他必要な職員を置くものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 課長を補佐し、課長に事故あるときは、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、会計課に<u>次長</u>を置くことができる。</p> <p>4 課長、<u>次長及び室長</u>の事務処理を補助させるため、必要があると認めるときは、主幹又は副主幹を置くことができる。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。